

関東農政局茨城県拠点交渉（全農林労働組合茨城分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：令和8年1月27日（火）17：30～17：50（20分）

2. 場 所：関東農政局茨城県拠点 本館2階受付室

3. 出席者：

関東農政局茨城県拠点	竹山 浩一	地方参事官（茨城県担当）
同	渡辺 真一	総括農政推進官（管理）
同	藤沼 治夫	主任農政推進官（管理）

全農林労働組合茨城分会	小田倉 和久	委員長
同	立川 文男	副委員長
同	根本 美智也	書記長
同	檜山 満	財政部長
同	川野邊 幸一	執行委員

4. 議 題：

労働諸条件の改善について 外
（全農林労働組合茨城分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要：

（渡辺総括農政推進官）

これより、全農林労働組合、茨城分会からの要求に関する交渉を始めます。

本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項について、私から報告させていただきます。

全農林労働組合茨城分会から提出されました要求事項が、新たな労使関係の構築に関する基本方針について、第3-1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、Ⅰの労働諸条件の改善についての2、4、5、6、7、8、Ⅱの福利厚生施策の充実について、及びⅢの人事評価制度についての1とし、これらに含まれる一部の管理運営事項等を除いた事項となります。

その他の事項につきましては、予備交渉において要望事項として承るとの整理をいたしました。これらを前提として交渉を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、小田倉委員長より要求書の提出と発言をいただき、その後、竹山地方参事官より回答を行います。

(小田倉委員長)

私たちが抱えている当面の課題を整理しまして、組合員にとって切実かつ喫緊の課題ということで要求書を提出させていただきました。

実現に向けて最善を尽くすように要求をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(竹山地方参事官)

それでは、全農林労働組合茨城分会から提出されました 25 全農林茨城分会要求第 2 号について、新たな労使関係の構築に関する基本方針についての主旨を遵守し、回答をしたいと考えております。

今回の要求書のうち、交渉事項以外の事項につきましては、御要望として承り、当方の管理運営の参考とさせていただき、交渉事項となったものについては、これから回答いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、超過勤務に関しましては、働き方改革の推進に伴い、人事院規則において原則 1 か月 45 時間、一年間 360 時間の上限規制が設けられているところです。

これまでも管理職員には、職場の中で職員の皆さんと意思疎通を図り、業務の進行、業務の進捗状況を把握し、超過勤務の必要性を見極めた上で、命令を発するように指導しているところです。

また、人材情報統合システムにより、事前命令の徹底が図れるとともに、超過勤務実績が逐次確認できるようにするなど、これまで以上に超過勤務の厳格な管理ができるようになったと考えております。

なお、これまでも毎月月初の総括専門官等会議において、前月の超過勤務の状況を管理職全員が確認し、特定の職員に偏ったり、慢性的な超過勤務とならないように指導しているところであり、今後とも超過勤務の縮減に取り組んでまいります。

管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立することについては、様々な業務を円滑かつ的確に進めていくには、日常的に管理職員と職員との間に意思疎通を図り、業務に対する認識を共有することが必要不可欠です。職員一人ひとりの声を聞くことで、明るく風通しの良い職場となり、職員の仕事に取り組む意欲も高まると考えております。

今後とも、各管理職員に対して、職員一人一人の声を聞くことを通じて、風通しの良い職場となるようにするほか、職員の皆様が意欲を持って仕事に取り組めるように、業務について議論や工夫を取り入れることを考えるように指導してまいりたいと考えております。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの根絶についてですが、毎年 12 月 4 日から 10 日までの間のハラスメント防止週間において、私や管理職員を含めて、職員の意識の高揚に取り組んでいるところです。

今年度においても、研修教材による自主研修を行うとともに、特に管理職員に対しては、統括

専門官等会議においてハラスメント防止のための啓発を行うほか、必要に応じて個別に指導を行います。

今後とも、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止について取り組んでまいります。

年次休暇、夏季休暇や諸休暇を取りやすい環境を作ることについては、年次休暇の取得促進は、職員の健康管理、あるいは、リフレッシュメントなどにおいて非常に有効なものであり、業務運営上の重要なことと考えています。

ワークライフバランスの確保、育児のための休暇等を取得しやすい職場環境の整備を図ることについては、当省は「まふ改革行動計画 2025」を策定しており、取り組んでいるところです。

また、育児を行う職員が職場生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、職場として支援していくことが重要なことと認識しております。育児休業、育児短時間勤務の取得を希望する職員の担当業務に支障がないよう、必要に応じて業務の調整を行うなど、各種制度が利用しやすい職場環境となるよう、今後とも努めてまいります。

障害者雇用について、必要に応じてハローワークから担当職員が来庁し、障害者の職場適応に向けた障害者及び雇用者に対してのアドバイスをいただいているところです。

今後とも、障害者、健常者が共に働きやすい職場環境を構築するように努めてまいります。

福利厚生施策の充実についてですが、メンタルヘルス対策については、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づいて、職員、上司、人事担当者、健康管理担当者及び専門家が連携して、職員の心の健康づくりを推進することとしております。

また、平成 28 年度からはストレスチェック制度が導入され、職員が自身のストレス状況を客観的に知ることができるとともに、本人の申し出により、医師の面談指導を受けられる体制となっていますので、有効に活用していただきたいというふうに考えております。

なお、新たな管理職員となった者を含め、管理職員には、職員の心身における健康について十分な目配りをするとともに、職員の皆さんが相談できるよう、定期的に行っている面談の場を活用するなど、明るい職場環境づくりを行うように指導してまいります。

最後に、人事評価制度についてですが、評価者の主体的な能力開発や業務遂行等の取り組みを促す観点から、期首、期末面談にあたり、個別の項目、目標ごとにコメントするなど、きめ細かな指導・助言を行うよう評価者を指導しているところです。

また、評価者に対しては、e ラーニングや各種研修を実施しているところであり、評価制度への理解や人事評価を行うにあたり、求められる姿勢等が一層深まるように努めています。

なお、対面で行うことが困難な場合には、Web 会議ツール等を活用するなど、きめ細かな面談を行うように指導してまいります。

人事評価の的確な運用につきましては、日頃から当事者間の意思疎通を通じて、評価に対する疑問や不満等の解消を図ることが大変重要と考えており、丁寧な対応を心がけるよう評価者を指

導してまいります。

以上をもちまして、要求事項について回答いたしました。職員の皆さんが勤務条件等に密接に関わる重要な問題というものでありますので、私としても真摯に受け止めて、明るい職場づくり、風通しの良い職場づくりに努めてまいります。

(小田倉委員長)

回答ありがとうございます。

要求書につきましては、私たちの切実かつ喫緊の課題ということになっておりますので、要求実現に向けて、御努力をお願いします。

今後ともよろしく願います。

(渡辺総括農政推進官)

それでは、以上をもちまして交渉を終了します。

以 上

関東農政局地方参事官（茨城県担当）
竹山浩一殿

全農林労働組合茨城分会
委員長 小田倉和久



要 求 書

農林水産省においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく食料安全保障の強化や農林水産業の持続的な成長をはじめとする新たな農林水産施策が展開されるなか、職場は業務量の増加や連年に亘る定員削減により要員不足となっており、超過勤務が慢性化するなど極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の下、私たちは当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記事項は、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 茨城県拠点として、人事異動については本人の合意と納得の上で行うこと。また、組合員からの質問に対して、丁寧に対応すること。
2. 茨城県拠点として、事前の超過勤務命令の徹底、厳格な勤務時間管理を実施し、超過勤務を縮減すること。また、超過勤務が一定の部署に集中しないように対策を講じること。
3. 茨城県拠点として、鳥インフルエンザ及び豚熱の殺処分等の緊急時対応及び、業務で休日出勤した場合については、従事した組合員に不利益が生じないようにすること。
4. 茨城県拠点として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。
また、管理者は一部職員に業務が偏らないように、業務の進捗管理をしっかりと行うこと。

5. 茨城県拠点として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
6. 茨城県拠点として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。
また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 茨城県拠点として、ワークライフバランスの確保や育児・介護のための休暇等が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
8. 障害者雇用について、茨城県拠点として、雇用される障害者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。
また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、茨城県拠点におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 人事評価制度について

1. 茨城県拠点として、期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。
2. 茨城県拠点として、評価者訓練を徹底するとともに、評価結果の活用方法や制度変更があった場合には、被評価者に対し丁寧に説明すること。

以 上